

I はじめに

北アルプス広域連合（以下「広域連合」という。）は、長野県北西部に位置する大町市・池田町・松川村・八坂村・美麻村・白馬村・小谷村の1市1町5村により、北アルプス地域の広域行政を推進するため、平成12年2月1日に設立されました。

その後、平成18年1月に、大町市、八坂村、美麻村の3市村が合併し、新しい大町市が誕生したことにより、現在は、大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村（以下「関係市町村」という。）の1市1町3村により構成されています。

広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合が処理する事務について定めるものであり、平成12年の広域連合設立以降、第1次（平成12年度～16年度）から第5次（令和2年度～6年度）にわたり策定してきました。

これ以前の北アルプス地域は、昭和46年に広域市町村圏の指定を受け、広域連合の前身である大北地域広域市町村圏事務組合が、広域行政圏計画策定要綱の規定に基づき、大北地域広域市町村圏計画（第1次～第3次）を策定してきました。

また、平成4年に北アルプス地域がふるさと市町村圏に選定されたことから、ふるさと市町村圏推進要綱の規定に基づき、大北地域広域市町村圏計画を大北地域ふるさと市町村圏計画（第4次～第5次）として策定しました。

大北地域ふるさと市町村圏計画は、関係市町村の基本構想を基礎として、圏域の総合的、一体的な発展を図るために必要な事業について、広域連合が担う事務と関係市町村が担う事務を一体的に策定したものです。

その後、国は、これまでの広域行政圏施策が当初の役割を終えたとして、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱を平成21年3月末に廃止し、それに伴い、広域連合は、平成24年度以降の大北地域ふるさと市町村圏計画は策定しないこととしました。

それに伴い、第3次以降の広域計画には、それまでふるさと市町村圏計画で定めていた基本構想を含めることにより、計画策定を行ってきました。

第6次広域計画においても、基本構想の中で北アルプス地域の将来像及び基本理念を地域づくりの柱として掲げ、基本計画により事業の方向性を明らかにすることにより、北アルプス地域が一体的に発展していくための計画として策定します。

■関係市町村別 面積・人口・世帯数

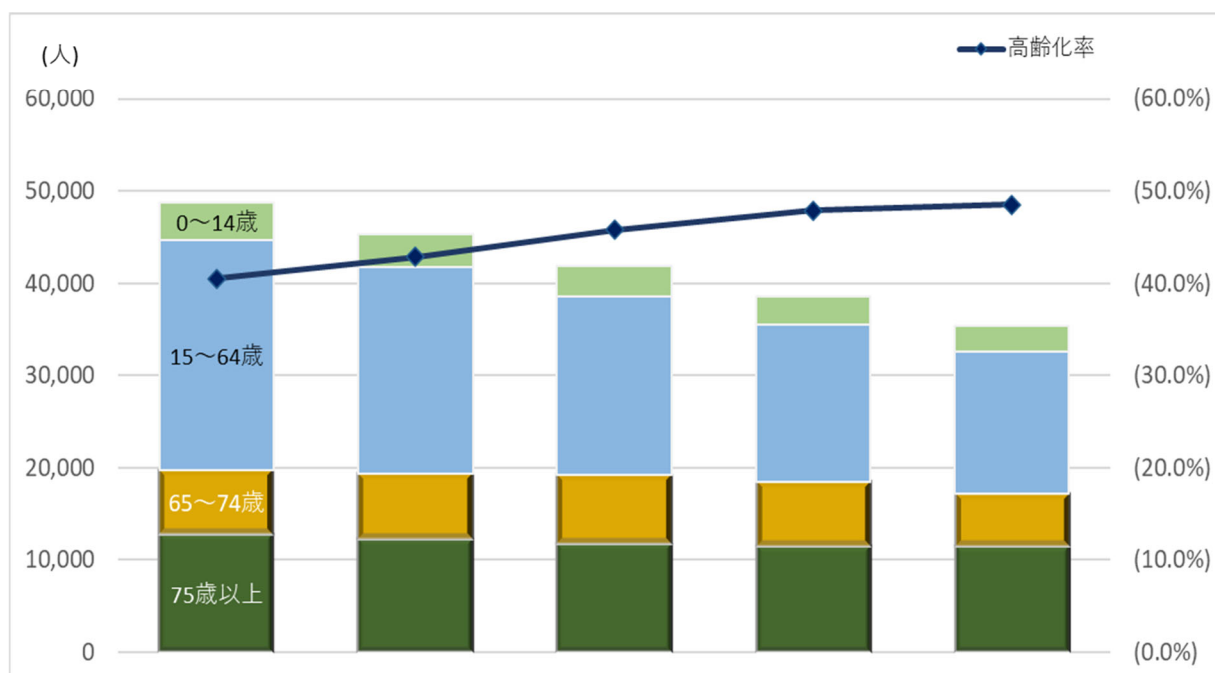
(単位：㎡、人、戸)

市町村名	面積	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
大町市	565.15	26,085	10,866	25,758	10,728	25,365	10,719	25,009	10,789	24,623	10,798
池田町	40.16	9,410	3,606	9,291	3,554	9,157	3,568	8,976	3,575	8,871	3,597
松川村	47.07	9,587	3,569	9,563	3,611	9,533	3,640	9,510	3,664	9,469	3,667
白馬村	189.36	8,738	3,778	8,505	3,712	8,400	3,694	8,483	3,881	8,618	4,102
小谷村	267.91	2,652	1,172	2,599	1,118	2,548	1,099	2,547	1,152	2,535	1,173
北ア地域計	1,109.65	56,472	22,991	55,716	22,723	55,003	22,720	54,525	23,061	54,116	23,337
長野県	13,561.56	2,037,622	829,204	2,037,058	833,403	2,022,009	837,077	2,007,647	844,256	1,991,977	850,398

面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和6年1月1日現在）

人口、世帯数：長野県「毎月人口異動調査」（各年4月1日現在）

■北アルプス地域の将来推計人口と高齢化率



(単位：人)

年	令和12年(2030年)	令和17年(2035年)	令和22年(2040年)	令和27年(2045年)	令和32年(2050年)
0～14歳	4,030	3,576	3,353	3,088	2,721
15～64歳	24,947	22,309	19,361	16,999	15,471
65～74歳	7,038	7,194	7,475	7,047	5,661
75歳以上	12,673	12,202	11,726	11,427	11,494
総人口	48,688	45,281	41,915	38,561	35,347
高齢化率	40.5%	42.8%	45.8%	47.9%	48.5%

国立社会保障・人口問題研究所：将来推計人口（令和5年推計）

Ⅱ 総 論

1 広域計画の趣旨と策定方針

広域計画は、多様化する広域行政への需要に適切に対応するため、広域連合と関係市町村とが広域連合規約に基づき進めていく事務事業について、その経緯及び現状と課題を明らかにするとともに、今後の方針と施策を示すものとして策定するものです。

計画策定のため、広域連合職員のほか、関係市町村及び県現地機関の担当者と組織する「広域計画策定委員会」及び関係市町村の担当者と組織する「課題別部会」を設置し、十分に内容を協議するものとします。

また、広域計画の内容は、関係市町村の総合計画等との調和が保たれたものとし、広域連合と関係市町村が共に協力し合い、地域住民の福祉の向上に寄与できるものとする。



2 広域計画の期間及び改定

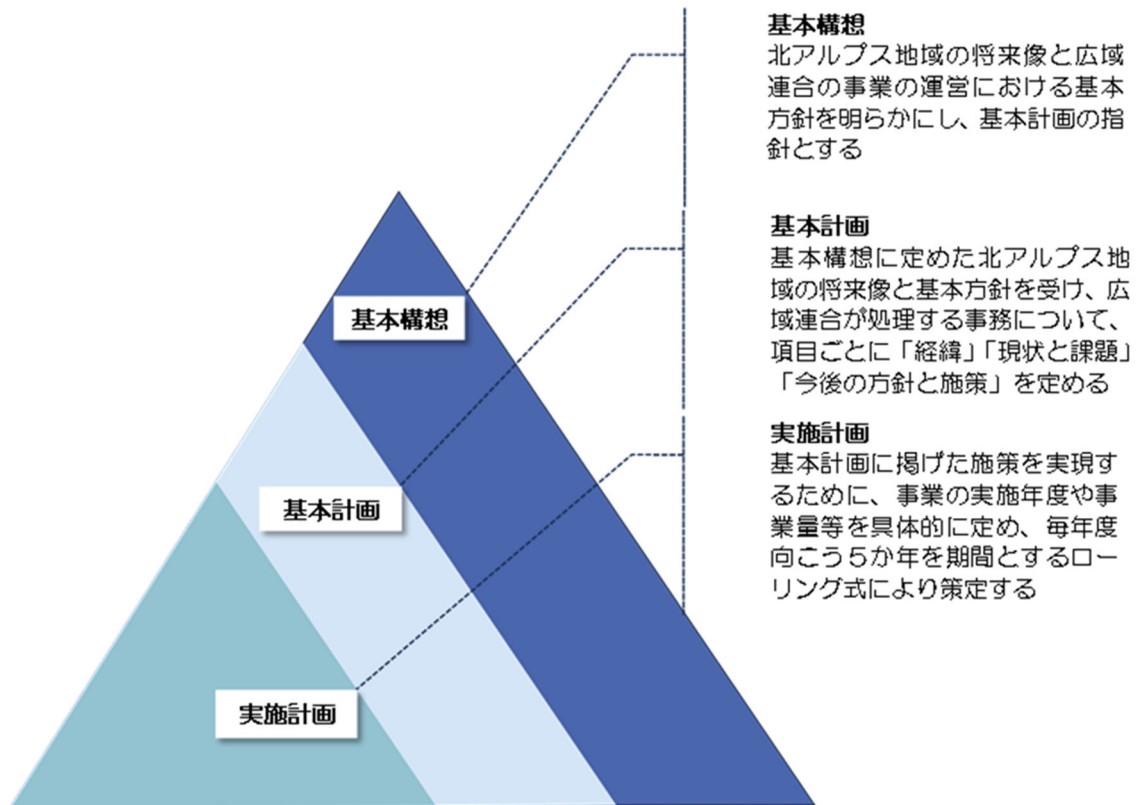
第6次広域計画の計画期間は、令和7年度から11年度までの5か年とします。なお、計画期間満了に伴い次期広域計画を策定する際には、計画の進捗状況について評価を行うとともに、広域計画策定委員会及び課題別部会において検証を行うこととします。

また、社会情勢等の変化に対応するため、計画期間中に内容の変更が必要と広域連合長が認めるときは、広域連合議会の議決を経て、この計画を改定することとします。

3 広域計画の構成

広域計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。なお、実施計画は別途策定することとします。

【第6次広域計画の構成】



4 SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2015年9月に国連で採択された17ゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」であり、世界共通のモノサシとして、「誰一人取り残さない持続可能な社会づくり」の達成を目指すものです。

県では、令和5年度からの総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」にSDGsの理念を反映しており、関係市町村でも総合計画等とSDGsの関連付けが進められています。

誰一人取り残さない、持続可能な地域づくりに努めるため、広域計画においても基本計画とSDGsとの関連付けを行います。

